

薬 第 6 6 4 号  
平成 28 年 12 月 21 日

横浜市健康福祉局健康安全部医療安全課長  
川崎市健康福祉局保健所医事・薬事課長  
相模原市保健所長  
横須賀市保健所長  
藤沢市保健所長

様

神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課長  
(公 印 省 略)

神奈川県薬物濫用防止条例第 10 条第 1 項に基づく知事指定薬物の指  
定について (通知)

このことについて、平成 28 年 12 月 21 日付けで、神奈川県薬物濫用防止条例 (平成 27 年 3 月 20 日条例第 10 号) 第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、告示されましたので、御了知いただきますよう通知します。

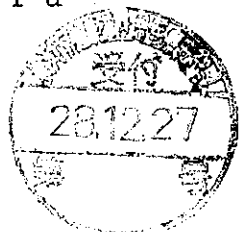
なお、別記の関係団体あて別途通知済みであること、及び当該知事指定薬物は、別添の平成 28 年 12 月 21 日官報 (号外特第 45 号) のとおり、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」(平成 28 年厚生労働省令第 179 号) で新たに指定された 5 指定薬物のうちの 3 指定薬物と同じ薬物であり、同省令は公布の日から起算して十日を経過した日 (平成 28 年 12 月 31 日) から施行されることから、同条例第 11 条第 1 項の規定により、同省令の施行日に指定は失効することを申し添えます。

(通知内容)

1 知事指定薬物の指定

次に掲げる薬物を神奈川県薬物濫用防止条例第 10 条第 1 項に基づく知事指定薬物として指定した。

- (1) 化学名 メチル=2-[1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類 (通称名 AMB-CHMICA、MMB-CHMICA)
- (2) 化学名 2-(4-エトキシ-3,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類 (通称名 Escaline)
- (3) 化学名 N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルフラン-2-カルボキサミド及びその塩類 (通称名 Furanylfentanyl、Fu-F)



2 指定理由

当該薬物は、興奮及び幻覚作用等を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあり、近隣都県で同様に指定される等、県の区域内においても濫用されるおそれがあるため。

3 施行期日

平成 28 年 12 月 22 日から施行する。

問い合わせ先

献血・薬物対策グループ 植村

電話 (045)210-1111 内線 4972

## 別記

- 公益社団法人 神奈川県医師会長
- 一般社団法人 神奈川県歯科医師会長
- 公益社団法人 神奈川県獣医師会長
- 公益社団法人 神奈川県薬剤師会長
- 公益社団法人 神奈川県病院協会会長
- 公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会長
- 一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会長
- 神奈川県医薬品卸業協会 理事長
- 神奈川県麻薬卸売協会 理事長
- 神奈川県製薬協会会長
- 神奈川県精神神経科診療所協会会長

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成28年12月21日(水曜日)

号外第98号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次

ページ

○告示

神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定(保健福祉・薬務課)

1

## 告 示

### 神奈川県告示第629号

神奈川県薬物濫用防止条例(平成27年神奈川県条例第10号)第10条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、平成28年12月22日から施行する。

平成28年12月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

#### 1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 メチル=2-[1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類(通称名 AMB-CHMICA、M MB-CHMICA)
- (2) 化学名 2-(4-エトキシ-3,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類(通称名 Escaline)
- (3) 化学名 N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルフラン-2-カルボキサミド及びその塩類(通称名 Furanylfentanyl、Fu-F)

#### 2 指定の理由

1の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるため

# 官報

(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一七九）

## 省

## 令

○厚生労働省令第七十九号  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十五条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

### 令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（指定薬物）</p> <p>第一条</p> <p>【一】六十 略</p> <p>六十一 二一（四一エトキシ一三・五一ジメトキシフェニル）エタンアミン及びその塩類</p> <p>六十二 八十三 略</p> <p>八十四 三・四一ジクロロ一N一【二一】ジメチルアミン）シクロヘキシル一N一メチルベンザミド及びその塩類</p> <p>八十五 百四十五 略</p> <p>百四十六 N一（一フエネチルピペリジン一四一イル）一N一フェニルフラン一【二一】カルボキサミド及びその塩類</p> <p>百四十七 二百一 略</p> <p>二百三 一メチル【二一】一（シクロヘキシルメチル）一H一インドール一三一カルボキサミド】一三一メチルプタノール一【二一】及びその塩類</p> <p>二百四 二百十 略</p>	<p>（指定薬物）</p> <p>第一条</p> <p>【一】六十 同上</p> <p>【号を加える。】</p> <p>六十一 八十二 【二号ずつ繰り下げる。】</p> <p>【号を加える。】</p> <p>八十三 百四十三 【二号ずつ繰り下げる。】</p> <p>【号を加える。】</p> <p>百四十四 百九十九 【三号ずつ繰り下げる。】</p> <p>【号を加える。】</p> <p>二百 二百六 【四号ずつ繰り下げる。】</p>

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

<p>二百十一 メチルニールフェネチルニール (N-フェニルプロパミド) ビベリジ ンニールカルボキシラート及びその塩類 二百十二〜二百五十六 【略】</p>	<p>【号を加える。】 二百七〜二百五十一 【五号ずつ繰り下げ る。】 (医療等の用途) 第一条 【同上】 二〜四 同上 五 同上</p>
<p>【略】 一 「(三)メチル フェニルメチル」 ビベラジン、その 塩類及びこれらを 含有する物</p> <p>元素又は化合物に 化学反応を起こさ せる用途</p>	<p>【同上】 一 「(三)メチル フェニルメチル」 ビベラジン、その 塩類及びこれらを 含有する物</p> <p>元素又は化合物に 化学反応を起こさ せる用途</p>
<p>【略】 メチルニールフェ ネチルニール (N-フェニルプロ パミド) ビベ リジンニールカル ボキシラート、そ の塩類及びこれら を含有する物</p> <p>學術研究又は試験 検査の用途(ただし、第一号に掲げ る者における場合 を除き、かつ、人 の身体に使用する 場合以外の場合に 限る。)</p>	<p>【同上】</p>

備考 表中の「一」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。  
附則  
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

発行所 千一〇五ノ四四五  
二番五号 東京都港区虎ノ門二丁目  
独立行政法人国立印刷局

電話 03 (3587) 4294

定価 一月一六四円(本体一五三〇円)  
本号一部一四〇円(本体一三〇円)

送料 別